

第 203 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 11 月 25 日(木) 午前 9 時 ～ 午前 10 時 30 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	5 番 大 坂 茂
6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦	9 番 藤 原 康 正
10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	12 番 松 原 武 雄	13 番 磯 田 光 徳
14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 傭 造	17 番 勝 部 定 次
19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進	22 番 藤 原 克 巳
24 番 高 橋 正 敏	25 番 石 原 宏 二	26 番 賀 元 春 男	27 番 若 月 勝 久
28 番 藤 原 修	29 番 藤 原 功	31 番 山 田 幸 則	33 番 安 部 治 美
34 番 卜 藏 秀 夫	35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保
38 番 堀 尾 敏 久	39 番 永 濱 孝 之	40 番 石 原 博	41 番 足 立 康 夫
42 番 松 島 昭 夫			

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会	事 務 局 長	森 山 昇
農 業 振 興 課	農 政 グ ル ー プ	廣 田 駿 二

5. 欠席委員 (4名)

18番 金倉委員 30番 小池委員 31番 山田委員 32番 福本委員 34番 卜藏委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積（別段面積）」の設定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第 6 号 農地利用集積計画の承認について（利用権の設定）

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第203回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名。出席者は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番 高橋委員、2番 中林委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号から議案第6号まで、順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和3年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,842㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和3年10月27日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和3年10月27日。解約の理由、双方の都合による。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,201㎡他で計3,496㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和3年10月18日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和3年10月18日。解約の理由、所有権移転をするため。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑。面積1,205㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和3年11月9日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和3年11月9日。解約の理由、双方の合意による。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別断面積)」の設定について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第1号、農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年11月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は、登記簿/現況ともに畑。面積341㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ■■■■番。申請地は、□□□□地区■■■■自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。現地につきましては、10月12日に地区担当の農業委員、推進委員さんと確認しました。住宅に隣接した農地で、面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。今回、承認いただければ、本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたし

議長	ます。27番若槻若月委員。
27番	番号1について、27番若月が補足説明させていただきます。現地につきましては、□□□□に当該の空き家と農地がございます。畑につきましては家に隣接しており、若干の草の繁茂はみられますが、耕起をすれば十分に活用できる農地であるとおもいます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。令和3年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿畑/田、現況/畑。面積は184㎡、他で計590㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は54.7aです。対価は合計6万円です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積は3,201㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は84.9aです。 番号3、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,703㎡他で計8,856㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は141.9aです。対価につきましては、総額240万円です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号1について、27番若月が補足説明させていただきます。現地は□□□□にございます。長年、△△△△さんが○○○○さんから無償で借りて耕作・管理をしていらっしゃいましたが、このた

27番	び譲渡ということになりました。家のすぐ側でもあり、問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 と 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。42番松島委員。
42番	番号2について、42番松島が補足説明させていただきます。こちらにつきましては、同じ自治会内で、以前から△△△△さんが作っているということで、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。41番足立委員。
41番	番号3について、41番足立が補足説明させていただきます。△△△△さんが、今回取得ということでございます。すでに近隣の他の農地においても耕作を熱心にされており、問題ないかと思えます。しかしながら、法面の草刈、あるいは用水の管理について、近隣から苦情が出ているのが現状でございます。近隣は中山間地等直接支払交付金を受けながら、等しく除草等農地管理に努めているところでございますので、再三に渡って申し上げておりますが、ぜひ管理方よろしくお願い申し上げます。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。

事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積166㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は農業用倉庫。施設等、車庫・農業用倉庫・駐車場。転用理由は、現在、車庫・農業用倉庫がなく、また、駐車場も確保したいため。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積362㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は宅地拡張。施設等、農業用倉庫。転用理由は、本件申請地上に、木造平屋建農業用倉庫 1 棟を建築するとともに庭園を設置したい。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。追認です。顛末書を読み上げます。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/畑、現況/進入路。面積75㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は進入路。施設等、進入路。用理由は、町道から自宅への進入路とするため。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。追認です。顛末書を読み上げます。 番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地(駐車場)。面積32㎡他で計310㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的は駐車場。施設等、進入路及び駐車場。転用理由は、道路改良の際に以前の駐車スペースと道路の間に高低差ができ、駐車できなくなるので、申請場所に駐車スペースを設ける。除地については、令和3年10月4日に県の同意を得ています。追認です。顛末書を読みます。 □□□□番の筆については、平成7年度から平成17年度において、県営■●●■地区は場整備事業が実施されていることから、第1種農地として判断いたしました。 許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。 奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、■●●■地区県営ほ場整備事業の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請については、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。 また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積4.45㎡他で計4.65㎡。申請人氏名、○○○○。住所、▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は宅地拡張。施設等、宅地。転用理由は、宅地が手狭なため、利便性をよくするため拡張するもの。追認です。顛末書を読み上げます。 番号6、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑。面積1,250㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は駐車場。施設等、駐車場。転用理由は、自家用車及び来客者駐車場の整備。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。 番号7、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積115㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は車庫用地。施設等、駐車場、進入路。転用理由は、本件申請地上に、申請人及びその家族らにて利用する木造平屋建て車庫 1 棟を建築したい。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。追認です。顛末書を読み上げます。 以上の案件につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定す
-----	---

事務局	る「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。20番八澤委員。
20番	番号1について、20番八澤が補足説明させていただきます。この場所は□□□□自治会から■●■の方への途中にありまして、□□□□になります。現在、車庫及び農業用倉庫がなく、また駐車場も確保したいため申請を出されたものでございます。除地も終わっておりますし、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。8番内田委員。
8番	番号2について、8番内田が補足説明させていただきます。当該場所は□□□□の■●■自治会というところになります。□□□□にございます。顛末書の出ているとおりでございまして、以前の工事に伴っていろいろされたときに、許可なく農業用の倉庫を建てたり、植樹をされたということで現在に至っています。今後につきましては、法令を遵守して対応してまいりますということを申し上げておられますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。12番松原委員。
12番	番号3について、12番松原が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんの家は■●■という地域にございまして、現在、家の裏の方から玄関へ回るような格好になっていますので、こうした進入路を形成されたということです。周囲の方には何も関連するようなところはございません。何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声)

議長	可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号4について、私、17番勝部が補足説明させていただきます。これは追認でございます。この土地は、□□□□と■■■■集落のちょうど中間程度にありまして、現在すでに車庫が建っており、車庫の周りは駐車場になっており、進入路等がついています。○○○○さんは▲▲▲▲番の方ですが、現在は●●●●さんという方が○○○○さんの家を借りて入っておりまして、車庫や駐車場を利用されています。車庫及び進入路の雨水等は、すぐ横に道路側溝があり、そこに排水されるようになっておりますので、他への影響は少ないと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 それでは議案第3号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。33番安部委員。
33番	番号5について、33番安部が補足説明させていただきます。場所でございますが、□□□□地区の■■■■自治会になります。□□□□に隣接する畑ということです。今回申請の住宅地は、既存の住宅面積で、今回申請の拡張面積を決めて、既定の範囲内であるということもございます。また、他の農地に支障が発生する恐れがないということも確認させていただきました。追認でございますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号5について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。41番足立委員。
41番	番号6について、41番足立が補足説明させていただきます。○○○○さんは、□□□□自治会、■■■■集落の方でございます。当該地は、自宅に隣接した土地でございます。除地もすでに済んでおります。何ら支障がないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声)

議長	可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号6について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番古田川委員。
7番	番号7について、7番古田川が補足説明させていただきます。今年度5月の総会で、追認ではございましたけれども、除地申請をされた案件です。それが認められたので、転用の申請をされるといことで、すでに40年も経っている案件でございますので、やむを得ないかなと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号7について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第4号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/雑種地。面積387㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。譲受人氏名 △△△△。所在地 ●●●●番。転用目的、駐車場。転用の理由、現在、借用している駐車場を地主より返してほしいとの申し出があり、工場に隣接している土地を取得して駐車場にしたい。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。対価については、年額774,000円です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積503㎡。権利種別は使用貸借権です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■■■■。 転用目的、転用事業者は土地所有者から申請地を借り受け、転用事業者専用住宅1棟及び家庭菜園場を設置したい。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。 番号1の土地につきましては、市街地にある区域内の農地であることから、第3種農地、番号2につきましては第2種農地と判断いたしました。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。

21番	番号1について、21番若槻が補足説明させていただきます。場所につきましては、□□□□でございます。除雪車ならびに工事車両の駐車場にしたいということです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。8番内田委員。
8番	番号2について、8番内田が補足説明させていただきます。現地につきましては、□□□□にあります。〇〇〇〇さんのお子さんが、■■■■から帰って来られるため、〇〇〇〇さん宅横の畑を、△△△△さんが無償で宅地としていただいて、そこに家を建てるということです。奥出雲町は人口が減るなか、■■■■の方から帰って来ていただけるということで、非常に嬉しい案件だと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。
議長	質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年11月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 農地中間管理機構(公益財団法人しまね農業振興公社)を介して行う農地利用集積(一括方式)についてご説明します。利用権の設定を受ける者、今回は全件、△△△△です。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,139㎡他で計2,633㎡です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,867㎡他で計3,113㎡です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。

事務局	番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積167㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、使用貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,732㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,314㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,700㎡他で計6,589㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,310㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,238㎡他で計2,591㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番。地目 登記簿/現況ともに田。面積2,171㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号10、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,398㎡、他で計2,828㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は7年1か月、賃貸借です。 番号11、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,348㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号12、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,031㎡他で、計9,195㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号13、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積178㎡他で計246㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号14、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,696㎡他で計5,453㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、賃貸借です。 番号15、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積658㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年1か月、使用貸借です。 番号16、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,077㎡です。利用
-----	---

事務局	権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は5年1か月、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1から番号3について、担当委員の一括説明をお願いいたします。35番松原委員。
35番	番号1から番号3について、35番松原が補足説明させていただきます。 番号1について、○○○○さんは■■■■自治会でございます。□□□□という圃場です。更新の時期になりまして、今回農地中間管理機構を利用し、公益財団法人しまね農業振興公社を通じて、△△△△が耕作をされるということでございます。 番号2から番号3について、○○○○さんの案件でございます。番号2につきましても、□□□□の田圃です。番号3につきましては、□□□□でございます。これらにつきましても、農地中間管理機構を利用し、公益財団法人しまね農業振興公社を通じて、△△△△が耕作をされるということでございます。 国道314号線沿いということですので、特に畦畔等の草刈に留意していただきたいと要望したいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1から番号3について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1から番号3について一括承認することに決しました。 次、議案第5号番号4から番号5について、担当委員の一括説明をお願いいたします。37番若槻委員。
37番	番号4から番号5について、37番若槻が補足説明させていただきます。場所は、□□□□です。隣接した圃場でございます。新規扱いでございますが、すでに△△△△が耕作されています。適切な管理がなされております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号4から番号5について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号4から番号5について一括承認することに決しました。 次、議案第5号番号6について、担当委員の一括説明をお願いいたします。38番堀尾委員。

38番	番号6について、38番堀尾が補足説明させていただきます。場所は□□□□でございます。農地中間管理機構を通じ、公益財団法人しまね農業振興公社へ移行するためのもので、以前より△△△△が耕作・管理をされています。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号6について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号6について一括承認することに決しました。 次、議案第5号番号7から番号8について担当委員の一括説明をお願いいたします。39番永濱委員。
39番	番号7から番号8について、39番永濱が補足説明させていただきます。 番号7、〇〇〇〇さんにつきまして、現地は□□□□でございます。△△△△の営業所がございます。その真ん前の圃場でございます。 番号8、〇〇〇〇さんのお家でございますが、□□□□集落でございます。□□□□の田圃でございます。 これまで△△△△の方で耕作されておりまして、適切な管理をされておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号7から番号8について一括質疑に入ります。
議長	質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号7から番号8について一括承認することに決しました。 次、議案第5号番号9から番号14について担当委員の一括説明をお願いいたします。42番松島委員。
42番	番号9から番号16について、42番松島が補足説明させていただきます。 番号9について、□□□□にある圃場でございます。前回から△△△△が耕作しておられまして、今回は公益財団法人しまね農業振興公社を通しての契約ということになっています。 番号10について、〇〇〇〇さんは、新たに公益財団法人しまね農業振興公社を通して△△△△が作付けをするということで、現在建てられました工場の目の前の田圃2枚ということになっています。 番号11について、〇〇〇〇さんの圃場は□□□□で、以前から△△△△が作っておられます。 番号12について、〇〇〇〇さんも、以前から△△△△が耕作されています。 番号13について、〇〇〇〇さんも、以前から△△△△が耕作されています。□□□□の圃場になります。

42番	番号14について、〇〇〇〇さんも、以前から△△△△が耕作されています。□□□□の圃場です。以前から△△△△が作っておられます。 何ら問題はないわけですが、地域から、共同で使う農道・水路、こういうところの草刈りはこまめにお願ひしたいという要望が出ておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号9から番号16について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号9から番号14について一括承認することに決しました。 次、議案第5号番号15から番号16について担当委員の一括説明をお願いいたします。7番古田川委員。
7番	番号15から番号16について、7番古田川が補足説明させていただきます。 番号15、こちらの田圃は、□□□□に〇〇〇〇さんのお宅がございますが、そちらの近辺でございます。 番号16、〇〇〇〇さんですが、□□□□の方でございます。 おふたりににつきましては、すでに△△△△さんが作っておられるということで、問題はないというふうに思っています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号15から番号16について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号9から番号14について一括承認することに決しました。 次、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権貸借)の承認について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年11月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,522㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,450㎡他で計4,456㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利

事務局	用権設定後の経営面積は368.6aです。利用目的は田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第6号番号1について、担当委員の補足説明をお願いいたします。20番八澤委員。
20番	番号1について、20番八澤が補足説明させていただきます。こちらは□□□□自治会でございまして、〇〇〇〇さんと△△△△さんは道を挟んでお隣同士であります。場所は■■■■になります。田圃も近くにあり、△△△△さんがずっと耕作しておられ、再設定でございます。ちゃんと管理もされておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号1について承認することに決しました。 次、議案第6号番号2について、担当委員の補足説明をお願いいたします。24番高橋委員。
24番	番号2について、24番高橋が補足説明させていただきます。場所は、□□□□付近でございます。△△△△さんは同じ常会のご近所でございまして、適切な管理をされておりますので、問題ないと思っております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号2について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号2について一括承認することに決しました。 次、その他について、事務局お願いいたします。
事務局	特にございません。
議長	以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は12月23日(木)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 1番 ⑩

議事録署名委員 2番 ⑩